

第四十八回国会 石炭対策特別委員会議録 第十三号

昭和四十一年三月二十五日(木曜日) 午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君 理事 寿原 正一君

理事 中川 俊思君 理事 中村 寅太君

理事 多賀谷真穂君 理事 滝井 義高君

小笠 公韶君 上林山榮吉君

田中 六助君 西岡 武夫君

野見山清造君 三原 朝雄君

田原 春次君 中村 重光君

出席政府委員

農林事務官 丹羽雅次郎君

通商産業政務次官 岡崎 英城君

(通商産業事務官) 井上 亮君

委員外の出席者

大蔵事務官 吉瀬 維哉君

(主計官) 大蔵事務官 竹内 道雄君

(理財局資金課長) 長谷川 誠君

農林事務官 安藤文一郎君

(農地局総務課長) 町田 幹夫君

通商産業事務官 (石炭鉱業合理化事務官) 佐成 重範君

通商産業事務官 (石炭鉱業合理化事務官) 参考人 佐成 重範君

通商産業事務官 (石炭鉱業合理化事務官) 町田 幹夫君

三月二十五日

委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として田原春次君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田原春次君辞任につき、その補欠として岡

田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案(細谷治嘉君外七名提出、衆法第一〇号)

○加藤委員長

これより会議を開きます。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改定する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改定する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改定する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改定する法律案、産炭地域振興臨時措置法の一部を改定する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改定する法律案、及び細谷治嘉君外七名

提出の産炭地域における特定の公共事業等に要する経費に対する国の負担又は補助の臨時特例に関する法律案を議題として質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

滝井義高君。

○滝井委員 ただいま議題となりました諸法律案について質問をいたしますが、農地局長に来ても

らってください。それから大蔵省はでなければ主計

局長、主計局の次長――次長はちょっと来てもらわなければいかぬと思うが、それと、主計官と理

財局長を呼んでください。

それからなお、御参考までに申し上げますが、

量といたしましては八十六億円。

それが、三十八年度末の無資力の既発生鉱害

ます第一に私がお尋ねいたいのは、最近無資力の鉱害が非常に多くなってきておるわけであります。そこで、無資力鉱害の復旧を一体どういうよう今後合理的にやっていくかという問題を二の角度から質問してみたいと思います。もちろん、これは今度の新しい鉱害政策の中で全国的な調査をやるという問題も重要な問題になつておるわけです。しかし、ただいま福岡県の議会の議長からも言われたように、三百五十六億の二倍、三倍ある、こういうようなおことばもあつたわけです。まず、政府としては現状で未復旧の鉱害がどの程度あると推定しておるのか、それが二つ。それから、ずいぶん山もつぶれるのだけれども、やはりあがり山ともなれば、撤退作戦というものは相当払つて乱掘をやつてくるわけです。そこで、炭鉱の数は減つたけれども、年々発生する鉱害といふものは相当ふえつてあるというのが現状だと思うのです。そこで、現在残つてある未復旧の鉱害量は一体どの程度あり、年々発生は一体どの程度と推定をしておるのか、この二点をまず御説明願いたい。

○井上政府委員 滝井先生お尋ねの第一点は、現在無資力の既発生鉱害量はどの程度か……。

○滝井委員 有資力、無資力合わせて……。

○井上政府委員 有資力の既発生鉱害量につきましては、三十八年度末の調査で、大手が大体三百三十五億円程度、中小が百四十四億円、合計しまして四百七十九億円程度と私ども想定いたしております。

それから、三十八年度末の無資力の既発生鉱害量といたしましては二億三千三百九十七万円、三十六年度は二億二千三百万円、三十七年度は二億一千八百三万円、三十八年度は三億五千八百万円、なお御参考まで、三十九年度は六億九千八百万円、さら

将来発生鉱害といいますか、大体年々どの程度ずつふえていくか、私どもは年々二十五億程度ずつふえていくといふうに考えております。したがいまして、これは三十九年から四十六年まで八年間というふうに考えますと、大体二百億くらいさうにふえていく見込みだというふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、無資力のうちの既発生分八十六億億といふのは、大手がないので、全部中小だ、こうしたことになるわけですね。

○井上政府委員 そうだと思います。

○滝井委員 いまお述べになつたとおり、四百七十九億と八十六億と二百億、七百億をこえる八百億近くの鉱害があることになるわけです。したがつて、今後無資力の鉱害といふものが非常に多くなつて、今後無資力の鉱害といふものが非常に多くなる傾向があるわけです。無資力の鉱害が多くなるということは、無資力の鉱害の復旧工事が多くなることを意味するわけです。そこで、過去から現在まで無資力鉱害の推移といふものは、一体どういう推移で工事がなされてきておるのか、それを簡単にすつと推移を述べていただきたいと思います。

○井上政府委員 年度別に臨鉱復旧関係の無資力、有資力関係について調査したものがあるので、すが、そのうち無資力の関係について申し上げますと、昭和二十七年度には二百五十五万円、昭和二十八年度には二千五百三十八万円、二十九年度には三千六百七十三万円、三十年度は一千七百五十七万円、三十一年度は一千九百四十四万円、三十二年は六千九百二十二万円、三十三年度は八千五十五年度は二億三千三百九十七万円、三十六年度は二億二千三百万円、三十七年度は二億一千八百三万円、三十八年度は三億五千八百万円、なお御参考まで、三十九年度は六億九千八百万円、さら

に四十年度の計画は、三十九年度の約倍になりますして十二億九千万円、これらを総合計いたします

○滝井委員 そうしますと、この三十三億九千万円は、既発生八十六億の中には入っていないので

井上政府委員 お説のとおりでございます。

○滝井委員 四十年度は十二億九千万円で、四十
年度は入っておりますか。

○井上政府委員 あれは三十八年度まで御説明

申し上げましたから、その後の分はあります。

○瀧井委員を失うますと 三十九年度 四十年度はいつくる。

度は九、である
無資力孤苦の寢田事業量を見てみると、昭和二

無資力銀言の復讐事業量があり、また、昭和二十七年に二百十五万円のものが、四十年度では十

二億九千万円と、五、六百倍の増加になつておる

わけです。まずこれが非常に問題のところです。

そうしますと、無資力領主の復旧の主体というふうにいふべきである。

のまゝ一休だれかのか

○井上研蔵委員 無資力鋏言の後世は、未だに、

がたい」御者語いかがり、おまけに腰を下す。

主体は復旧事業団になるかと思います。

○滝井委員 復旧の主体が復旧事業団ということ

は、同時にそのものが工事施行者であるというこ

となんですね。

○井上政府委員 お説のとおりでござります。

○滝井委員 これで大体無資力鉱害の工事施行者

というものがはつきりしたわけです。

そうしますと、これは天田さんかおらかいとくちいぶ悪、二三のなんぞですが、さようは二あう二

悪いが悪いところなんだかさうがまことにござりまへなへそれで、次会ては来てもらわなければならぬ

ませんが、石炭局長かわって答えていただきたい

の
で
す。

この無資力鉱害が飛躍的に拡大をする現状における

いて、施行者としての鉱害復旧事業団は、五百倍六百倍とウナギ登りをしていく無資力鉱害復旧する資金の確保は、一体順当にいっておるのかどうかということです。

○井上政府委員 滝井先生御承知のよう、無資力鉱害の復旧につきましては、有資力の場合と違いまして、國と地方公共団体がまかぬという仕組みに相なつておるわけでございまして、その限りにおいては一応充足されておるわけでございますが、ただ、おそらく滝井先生の御質問は、まだ残存鉱害が相当多數残つておるので、むしろそれについて十分かという御質問であろうと思います。そういう意味につきまして申し上げますと、先ほど御説明申し上げましたように、年々無資力鉱害の量もふえておりますが、予算も激増しております姿になつております。特に四十年度の計画につきましては、三十八年度あたりに比べますと四倍近くになつてゐる。また三十九年度に対しましても二倍近い予算を計上しておるという姿になつておるわけでございますが、しかし、率直に申しまして、現実はこれだけで十分だというふうには必ずしも私は考えておりません。今後とも逐次予算を拡大し、無資力鉱害の復旧を一日も早く施行するよう努力してまいりたいというふうに考えております。

そこで、工事主体の事業団の資金の確信といふことをもつて、借り入れ金をしたり、何か事業団債を発行することができますね。実際は事業団債やらなにかが資金繰りをするときには、一休金はどうなるか借りておりますか。

○井上政府委員 現在は、つなぎをいたしましては、市中銀行から借りているという姿であります。

○滝井委員 市中銀行から事業団が金を借りるということは、事業団の経理を非常に圧迫することになる。高い利子の金を借りる、したがって、そのことは復旧費のコストを上げることになるわけです。それでここにひとつ考えなければならない問題が出てきているわけです。

そこで一つの提案というか、あなた方の意図を聞かなければならぬ。これからは少し革新的になるかも知れないが、幸いに鉱害賠償基金というのができているわけです。この鉱害賠償基金と御存じのとおり、人間的にいうと、天日さんが其の金の理事長であり、鉱害復旧事業団の理事長で、一人二役、二足のわらじをはいているわけです。このことは非常に両者の関係をうまくすることになるわけですね。そこで、鉱害賠償基金の金を復旧事業団は借りることができるかどうかというとです。

○井上政府委員 鉱害復旧事業団のつなぎ資金として現在市中から借りておりますが、政府資金ながら借りたほうが有利なことは、御指摘のとおりでございます。金利等も軽いわけでございます。ここで、鉱害賠償基金から復旧事業団が融資を受けられるれば、お説のとおり非常に仕事もスムーズになります。やりやすいというふうに私も考えますので、この点につきましては、ただいま大蔵当局とも打ち合わせ中でございます。私の希望といたしましては、できるだけそういうことができるよう努めたいと考えております。

○加藤委員長 間もなく参ります。

○滝井委員 こういうことはタイムリーにさつとやらないと、言質がとれないのです。石炭局はよろしいと言ったんだから、来てもらわないと進めにくいから、至急来てもらってください。これは銀行から借りた金は利子補給が行なわれておるのではないか、至急来てもらってください。これは質問の大事なポイントなんです。

そこで、現在の市中銀行の問題について——合理化事業団、それから産炭地振興事業団、これは全く一般会計予算と財投という面からまかなっておりまして、その資金で運用しておるという実態でございます。

合理化事業団につきましては、鉱害復旧事業団と同じように、つなぎを市中から若干借りておりますけれども、これに対する利子補給はございません。

○滝井委員 これは私そこまで勉強がいっておりませんが、市中銀行から借りた場合は利子補給の道は法律的には開かれておるのでしょう。

○井上政府委員 法律的と申しますか、これは政府の方針で利子補給の予算を組めば可能性はございます。しかし、現実には利子補給していないというのが実態でございます。

○滝井委員 産炭地振興事業団はどうですか、これがもし市中銀行から借りた場合は利子補給の道は開かれておりますか。

○井上政府委員 産炭地振興事業団は市中から借りることを予定いたしておりませんし、したがって、利子補給するというような考え方もないわけです。産炭地振興事業団は、御承知のように、市中から借りますと、つくります土地造成の費用もかさみますし、政府関係のみといふことで現在考へて運用いたしておりますので、そういうことはございません。また、するつもりもありません。

○滝井委員 そうしますと、基金がいま資金繰りのために市中銀行から金を借りる場合に、それは

担保はどういう関係になつておりますか。

○井上政府委員 無担保で借りております。

○滝井委員 無担保でばく大き金を貸してくれますか。

○井上政府委員 やはり政府関係機関でございま

すから、その名の信用によりまして借りておるの

が実態でございます。

○滝井委員 利子は高くとられておるでしょうか

ら。そうしますと、大蔵省が来てからいまのところ

はやるとして、農林省にお尋ねするわけですが、御存じのとおり、無資力鉱害がだんだんふえてい

く、その場合に、復旧費の中に占める農地の比重

といふものは非常に高くなつてきつつあるわけで

す。その場合に、農地の復旧といふのは、十一月

の終わりから十二月にかけて霜の刈り入れが終

わつてしまつてから、三月までの短い間に工事を

することになるわけです。そうしますと、当然、四

十年度なら四十年度の工事が認可になつてから

やつておったのでは、今度は霜の植えつけができ

なくなることになるわけです。どうしても冬季の

日照の少ない短い間に大車輪をかけて三、四ヶ月

の間に工事を完成してしまわなければならぬわけ

です。そなりますと、いまの無資力鉱害を中心

に——有資力であつても結論的には同じです

が、考へてみますと、事前着工といふことが非常

に問題になつてくるわけです。実はこのことが同

時に資金繰りにも関係してくるわけですが、事前

着工が問題になる。そらしますと、一体鉱害復旧

されるものかどうか。

○丹羽政府委員 事前着工といふ御趣旨がちょっと

わからぬるわけでございますが、復旧事業を承認いたしまして、復旧事業に着手する。いま

おつしやいましたような事情もござりますので、

あるいは下部におきましては、単年度の事業を承認いたしております。そこで、みすみす同じことをやることがわかつても、翌年度はまたもう一ぺん同じことをやらなければならぬ。そこで、一年の

事業でなく二年にわたる事業も承認をいたすこと

によつて、その翌年度の事業の着工がすみやかに

いけるような措置を考えるという方法を最近とつておる次第であります。

○滝井委員 ちょっとともう一度。

○丹羽政府委員 つまり、一年度ごとに計画を承認いたしまして、その承認後復旧事業に着工する

と、いま先生がおつしやいましたように、スター

トが非常におくれるわけであります。そこで、單

年度事業計画の承認ということではなくて、一年、

二年にわたる事業を合わせてきめることによりま

して計画承認ができるおりますから、新しい年度

に入りますと、計画承認、着工の準備等の措置

を経ないで、継続して次の仕事に入る、そういう

方法を最近でできるだけ活用する考え方でおりま

す。

○滝井委員 わかりました。したがつて、農地に

ついては、单年度計画でなくして多年度計画をやる

のだ、こういうことになるわけです。そうします

と、ここに必然的に事前着工、施越し工事といふ

のですが、これが出てくるわけですね。これは、

鉱害復旧のよきな特殊のものについては、災害復

旧なんかもそういう場合があるのですが、会計検

査も大目に見る、それから通産省のほうも農林省

のいまのような多年度計画を認めるということに

なれば大目に見る、こう理解をして差しつかえない

わけですね。

○丹羽政府委員 災害復旧につきましては施越し

工事が認められておりまして、その他の農林省の

土地改良事業は認められておりません。ところ

が、鉱害復旧に関しては、いま先生がおつ

しやつたような問題もござりますし、先ほど來の

お話をございましたように、できれば予算の不足

た、したがつて、これを単年度でやつておつたのでは農地の復旧がスムーズにうまくいかない、そこで、二年度とか三年度とかいう多年度計画で総合的に農地復旧をやる、そうしますと、必然的にそこに出でくるのは、これは労働力の離散を防ぎ、あるいは仮設工事をやつたり機械設備をそこへ持ってきてやつておるわけですから、それが単年度で切られてしまうと、労働力は離散し、機械はまたよその工事に持つていなければならぬ、能率的にいっても非常にロスが多い。そこで、多年度工事として認可をして、施越し工事、事前着工を認めるということについては、通産省も農林省も、やむを得ない、こういうことを言つているわけです。そこで、それは大蔵省もよろしいかといふことなのです。

○吉瀬説明員 ただいまの施越し工事の件でござ

いますが、いまお尋ねのような実態も勘案しまして、通産省、農林省といろいろ御相談の上、特に

本年度から一定のものにつきまして施越し工事を認める、こういう線で了承しております。

○滝井委員 農地について施越し工事を大体確認してもらうことになったわけです。

そこで石炭局長に少しお尋ねしますが、無資力

鉱害の工事施行者が復旧事業団だということになりりますと、復旧事業団は、自分自身の事業団の機構を運営する事務的なプロペーな経費と、それから無資力鉱害を復旧するについてのいろいろの経費と、両面の経費が必要になつてくるわけです。

そこで、その潤滑油の役割りをやるそれらの二面の経費が順当に回転をしないと、無資力鉱害の復

旧ができないことになる。そこで、無資力鉱害復

旧に伴う復旧事業団の経費の推移といふものほど

うなつておるのかということ、特に、昔からい

いですよ、三十八年、三十九年、四十年はどの程

度両面の経費が要るのか、それをひとつ御説明願

いたい。——ちょっと待つてください。資金課長

が参つたそらですかね、いまのはあとでもう一べ

ん質問します。

来られた早々で申しわけございませんが、無資

力鉱害が非常に多くなつてきたわけです。その無

資力鉱害の施行主体は鉱害復旧事業団である。そ

こで、復旧事業団の資金繰りを円滑にするために

は、どこからか金を借りなければならぬ。これは利

子を払わなければならぬ。高い利子を払えば、そ

れだけ事業団の經理を圧迫することになるし、復

旧費の資金コストを高くする。そこで、銀行から借りれば担保も要ると思っておつたのだが、

銀行からもいま借りる道がある。ところが、銀行

から借りれば担保も要ると思つておつたのだが、

は、どこからか金を借りなければならぬ。これは利

子を払わなければならぬ。高い利子を払えば、そ

れだけ事業団の經理を圧迫することになるし、復

旧費の資金コストを高くする。そこで、銀行から

借りる道もあるし、事業団債を発行する道もある

けれども、「一番手近いのは、鉱害賠償基金とい

うのができた、そこで、この新しくできた鉱害賠

償基金から鉱業権者、租鉱権者と同じように金を

借りる道を開くことが一番手つとり早く、一番安

上がりである。そこで、それを借りたらどうだ。

石炭局は、当然それはいいことである、そうした

い、こう言うわけです。しかし、これは石炭局が

そうしたいと思つても、あなたのほうがノーと言

けばこれはだめになる。そこで、あなたのほうはイエスかノーかということなんですね。

そこで石炭局長に少しお尋ねしますが、無資力

鉱害の工事施行者が復旧事業団だということにな

りますと、復旧事業団は、自分自身の事業団の機

構を運営する事務的なプロペーな経費と、それか

ら無資力鉱害を復旧するについてのいろいろの経

費と、両面の経費が必要になつてくるわけです。

そこで、その潤滑油の役割りをやるそれらの二面

の経費が順当に回転をしないと、無資力鉱害の復

旧ができないことになる。そこで、無資力鉱害復

旧

と

か

れ

ど

の

よ

う

な

余

裕

は

な

い

か

と

存

じ

て

お

り

ま

し

た

大蔵省の吉瀬さんのほうも、農地局長も石炭局も

みんなよろしいということになつたわけです。そ

うなりますと資金繰りといふのは非常に重要に

なつてくる。なつてくれば、資金をどこからか供給しなければならぬ。供給源としては賠償基金が一番いいだろう、こういうのが私の結論なんですが。そこで、三十九年度はもう過ぎたことですかね、らやむを得ませんが、四十年度については賠償基金から金を貰えるかどうか、こういうことなんですが

す。そして工事が認可になればそれはどんどん返していえばいいわけですから、これは返す金は持つておるわけですから、銀行でさえ無担保で金を貸してくれるという信用のある復旧事業団ですから、返せるのはすぐ返せるわけです。そこで、それを認めるかどうかということです。

○鶴井先生御承知のように鉛害復旧事業団は補助金と納付金で仕事をしておるわけでございまして、原則的にはその二つの金で予定された仕事はできるはずでございますけれども、万一もしその金で足りないというようなときには、やはり資金繰りの事情等を見てそのときの事情に応じて検討いたしてみたいというふうに考えております。

○滝井委員 それなら少し聞き直ることになるのだけれども、一体、復旧事業団は、法律的に見て、基金から金を借りられることになつておるのか、なつてないのかということです。いまのよううに政治論でなくして、金がなくなつたときには、補助金と納付金だから、その補助金と納付金に行き詰まらができたときには検討しましよう、こういうことは、貸すということを前提にしてのものとの言い方なのが、貸すか貸さぬかわからないけれども、そのときの事情で検討してみようということなのか。まずこれは法律論をやつてみればわかると思うのです。一体、復旧事業団は鉛害賠償基金から金を借りる法的根拠ありやいなやということです。

○竹内説明員 法律的には可能であると私は承知しております。

○滝井委員 それがわかればいいわけです。

そこで、法律的に可能だとすれば、いまあなたの方の言われるよう、納付金と補助金でやってみ

る、しかし、すでに他のものに許さない事前着工、施越し工事というものを認めておる段階においては、単年度計画でなくして多年度計画ですかね、当然金が不足していくことは明らかです、客観的に見ると、そこで、そのときに、法律的には貸してもよろしいということになれば、それから先は、基金に金があるかないか、ないそでは振られぬから、そこに余裕があり、貸す金があつて、しかも返す金は認可になればすぐ返せる、資金の運用上貸しておいても大いに支障がないと、いうことになれば、法律的にいいということになれば、貸していくといふことに理解して差しつかえないですね。

う必然性があれば、これは貸すという声明をして
も差しつかえないのではないか。——どう
うも資金課長はこだわっておるようであるけれど
も、これはちょっとあなたで答弁がぐあいが悪け
れば、少し上の人に来てもらって——ここは一番
大事なポイントですよ。だから、理財局長が政務局長
次官か、もうちょっと上の人に来てもらって、こ
れはあとになってから、いや、あれは資金課長の
思い違いだったなんて言うのでは困るのでね。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

う必然性があれば、これは貸すという言明をしてもらわなければ、これは貸すではないでしょうか。——どうも資金課長はこだわっておるようであるけれども、これはちょっとあなたで答弁がぐあいが悪ければ、少し上の人に来てもらって——ここは一番大事なポイントですよ。だから、理財局長か政務次官か、もうちょっと上の人に来てもらって、これはあとになつてから、いや、あれは資金課長の思い違いだったなんて言うのでは困るのでね。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

従来、御承知のようだ、三十条の二号の規定は、実際においては発動されていなかつたものなんですが、さしありますけれども、滝井先生のお話は法律的にも非常にごもっともなお話でございまして、さような場合にはこの規定を発動するかどうかということにつきまして、通産省ともなおよく相談したいと思います。

○滝井委員 それでいいかぬのですよ。もうここで発動するということは、法律的に——法治国家ですから、何も支障ないでしょ。復旧事業団に金を貰さないという規定は、探してみてもどこにもないのですね。貸すという規定しかないのでありますよ。だから、通産省と相談をしてなお検討してみようというのでは、きょうの答弁にならないのですよ。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

多少答弁がはつきりしなくて申わけございませんでしたけれども、そのときの事情をよく考ふましても、どうしても必要であるという場合には、法律的にも可能でありますので、貸し付けをすることを考えたいと思います。

○滝井委員 それは、いま言ったような施設工事等もありますから、基金は復旧事業団に金を貸すといふ確認を得たものとしますから、ひとつ間違いないようにしっかりとお願ひしますよ。これで基金が金を貸してさえやれば施設工事も非常に順当にいくわけで、それで鉱害復旧の多年度計画も実が実ることになるわけで、これは非常な前進なんですよ。金がないときには金を貸していく

れとは申しませんから、ぜひひとつお願ひいたします。

次は、途中でちょっととやめた無資力鉱害の復旧に伴う復旧事業団の負担金の状況です。これは三十九年、四十年度でけつこうです。三十八年度でもかまいませんけれども、三十九年、四十年度の内容をちょっとと説明していただきたい。

○佐成説明員 鉱害復旧事業団の負担であります。が、全国の鉱害復旧事業の九割を占めます九州鉱害復旧事業団について申し上げますと、負担金、これは無資力鉱害の復旧に伴います鉱害復旧事業団の義務的な支出でありますが、無資力の鉱害農地を復旧いたしました場合に暫定補償金を支払う、これが三十九年度三千七百八十九万円であります。四十年度はおよそ七千五十七万円という額に達するものと考えております。それから、無資力で地盤等を復旧いたしまして、家屋自体の復旧費、これが三十九年度一千二十万円、四十年度におきましては三千十七万五千円というふうな想定立てております。また、農地の復旧に伴いますかんがい排水ポンプの維持管理費、これが三十九年度三十五万四千円、四十年度におきましては百六十七万五千円というふうに現在想定いたしております。これら三つの義務支出を合計いたしまして、三十九年度四千八百四十四万円、四十年度一億二百四十二万円という額になるものと想定いたしております。

○滝井委員 そうしますと、いまの四千八百四十四万円というのは、これは復旧費の一・八三%に当たる分がこれになるのですか。

○佐成説明員 ただいま御説明申し上げましたように、無資力鉱害復旧に伴います復旧事業団の義務支出がこの三項目になるわけであります、臨時石炭鉱害復旧法の法律上の制度から申しますと、この三つのうち、無資力鉱害農地の復旧に伴います暫定補償と、それからかんがい排水ポンプの維持管理費、この二つにつきましては、国が工事施行者を通じて支出いたします補助金の中からこれを支弁いたすということになつております。

それから無資力鉱害家屋自体の復旧につきましては、鉱業権者から徴収いたします賦課金の一部をもってこれを支弁するという法律上の制度に相なっております。

については鉱業権者の賦課金から出す、こういうことになるわけですね。そうしますと、同じ事業団の出す経費でも、二つのものについては国の補助金から出、家屋等の復旧については賦課金から出すということは、これは復旧事業団のベースから出することになるわけですが、どうしてこれをこういうふうに分けなければならないことになるのかということです。家屋等の復旧費は、昭和三十二年から臨鉱で国土保全の立場から取り上げられることになったわけですね。そして地盤等の復旧費については国と県が金を出す。そして家屋復旧費で地盤等の復旧費と見られない部分については補助対象外で、これは有資力ならば鉱業権者が出す、賠償義務者が出すことになるわけですね。そうすると、無資力になつたときに、賠償義務者でない事業団がこれにかわって負担をしなければならないという理論的な根拠——法律は、臨鉱法の五十三条の二か何かにたぶんそう書いてある。しかし、これは鉱業権者が当然負担しなければならないものを、なぜ復旧事業団がかわってそれを復旧することになるのかということがちょっとわかりかねるのです。ポンプの維持管理というものは当然鉱業権者がやらなければならぬものだが、国が補助金から出している。それから暫定補償は、理論的に言うと、復旧費の中に入る可能性のものなんです。そうすると、国の理論というものは、当然鉱業権者が負担しなければならぬボンプの維持管理については補助金から出しておきながら、鉱業権者の負担しなければならない家屋の復旧費については、復旧事業団に持つていくというのは、この三つのものをこう並べてみると、一貫した筋が通っていないですね。したがって、私の言いたいのは、家屋の復旧費についても、これは復旧事業

団のなけなしの金の中から取り上げるのじゃなく、当然国の補助金の中に入れるべきだ、こういう理論なんですよ。そうしないと筋が通らないのじゃないか。非常に微に入り細をうがった分析になりますけれども、やはりこういうところまで筋は筋として通しておかないと、今後の復旧事業団の経理をわれわれが見る場合に、非常に混乱してわかりにくいのですよ。この点は、通産省ばかりでなく、大蔵省の吉瀬さんのはうにも一体理論はどういう形でこういうことにしているのかということです。

○佐成説明員 ただいま御質問の中で、有資力鉱害復旧の場合と無資力鉱害復旧の場合の制度につきまして、若干補足と申しますが、御訂正申し上げたいところがあるわけでございますが、たまたまの御質問の中で、無資力鉱害農地につきましては、暫定補償とポンプの維持管理費を国が間接的に補助しているということは御指摘のとおりでございます。有資力鉱害復旧につきましては、暫定補償の全額とそれからポンプの維持管理費の全額、これを全部鉱業権者が負担しております。それから有資力の地盤等復旧の場合には、家屋自体の復旧費は全額鉱業権者が負担しております。

そのことをあらかじめ申し上げまして、お答えに移りたいと思うのでありますか、有資力、無資力を通じまして暫定補償並びにポンプの維持管理費というものにつきましては、復旧費の補助といふ補助体系の対象にはいたしておらないわけであります。これは国の全体の補助体系といふものとも関係あることなど存じますが、たとえば農地の陥落と申しましたときに、これを物理的にかさ上げするという、この物理的な復旧につきましては、直接的にこれは国土の保全、回復ということをございまして、これを補助対象にいたすということであります。これからポンプの維持管理費も、でき上がりましたそのポンプの設置、これを維持管理していくための経費でありまして、どうしても

金錢的な賠償になるわけであります。金錢的な補償でございますので、これにつきましては、直接的にこれを補助対象にするということは、国の補助体系全般の観点から申しましてふさわしくないのではないかという観点から、有資力の復旧につきましては全額鉱業権者の負担といたしまして、それから無資力の鉱害復旧につきましては、これを事業団の事務経費補助ということで間接的に国が補助いたしまして、そのことによりまして結果的には国土の保全と民生安定を全うしておるという制度となっておる次第でございます。

それから経費の支弁の財源でありますが、先ほど先生御指摘のように、三十二年度に臨時石炭鉱害復旧法の改正に伴いまして地盤等復旧というものが認められるようになりまして、その際におきましては、確かに、これは無資力の地盤等復旧でございますから、賠償すべき者がいないわけであります。賠償すべき者がいないということは、家屋自体の復旧費が出ないということであります。これがために、復旧事業団が支弁する。それで、復旧事業団が支弁する財源は、鉱業権者に賦課する賦課金である、この有資力鉱業権者から徵収いたします賦課金をもつて無資力の家屋自体の復旧をまかなう、これはこの臨時石炭鉱害復旧法の根本的な理念であります。鉱害復旧の促進といふことが石炭鉱業全体の発達に資するものであるという観点から、石炭鉱業者のいわば連帶と申しますか、共同的な理念に立ちまして、有資力の石炭鉱業者が無資力の家屋自体の復旧につきましては、その支出を行なうことが妥当であろうという観点から、そのような制度になつておる次第でございます。

○滝井委員 いろいろ詳しく述べて御説明がありました。けれども、事業団が鉱業権者から徴収する賦課金なることは、復旧事業団はいま一体どの程度持つておられます。

○佐成説明員 三十九年度におきまして鉱業権者からの賦課金は八千八百十六万八千円ぐらいに相なっております。四十年度におきましては、これが九千五百九十四万四千円という程度に見込まれております。

○滝井委員 そうしますと、八千八百万円程度と九千五百万円程度の三十九年度、四十年度の賦課金になるわけですが、こういうものは当然復旧事業団の入件費その他に充てられてしまっては、これであります。現在復旧事業団で、たとえば請負師が仕事をやりそこなって、手直し工事をやろうとしたときに、手直し工事をする金もない。それほど復旧事業団といふものは資金的に行き詰まっているわけですね。したがって、さいぜんせつかくい言質をもらつたわけですが、賠償基金から金を復旧事業団に貸します、そうして繰り上げ工事をやります、そうなると、これは事務的経費がなかなかつたら、せつかくのいい言質が動かないことになるわけです。ちょっとやりそこなつても、それを手直しする金もないとなれば、そうすると、やはりそこなつたままでほっぽり出すことになるわけですね。そこで、いまの賦課金から無質力鉱害の家屋等の金をお出しになる、こういうことになつてきました。しかし実際は、四十年度に九千五百九十四万の賦課金が入つたところで、これは入件費その他が要るわけですね。調べてみたら、退職金の積み立て金もやつていないのです。そういう形ではあそこに働く職員も不安定ですよ。山陽製鋼が倒れて、社内預金ももらえぬようになった、重役だけもらっておつたということでも困るのだけれども、そういう実態ですから、そこで私が言いたいのは、さいやんから言うように、ちょっと計算をしてみたら、いまあなたの言われたように、家屋の四十年度の復旧費が三千十七万円あるわけですね。これが大体復旧費の〇・八ちょっとぐらい

六

○九までにならぬようである。そうすると、いまの事務経費支弁分として三%ことし出すようになりますね。これは吉瀬さんのはうになるわけですが、予算要求のときはこれはたぶん四・八を三%に削ったわけです。四・八あつたら、手直しやら、それからいま言つたような家屋の復旧までみなやれることになるのですよ。三千何十万、〇・八ちょっととしか当たらぬわけですから、四・八要求したのを三%に削つたのだから、大野伴陸式に、足して二で割るわけじゃないけれども、その三%に〇・八か九足してくれるといい。だから、端数を切り上げて四%にしてやると、復興事業団の事務経費というものは、賦課金を取りらずに潤沢にまかなつていけるわけです。そうすると、賦課金を今度は人件費やら、いよいよ困つたときの手直し工事、積み立て金等にも回すことができるわけですね。こういうわざかな金を切つたため、潤滑油にならないのですね。そこで私がお願ひしたいのは、そのくらいの手直しは、予備費五百億もありますから、二、三千万の金ですから――ゆうべ徹夜で勉強したから、このくらいの金の修正はやっぱりやってもらわなければいかぬと思うのですよ。この修正は、一体法律の改正をしてなくてはきぬのか、それともあなた方の行政のベースで何か政令をちよつといじればできることがあるのか。家屋の復旧費を復旧事業団の賦課金から出すのじゃなくて、特鉱のポンプや農地の暫定補償と同じように事務経費から出す。いまの三%を四%に一%だけ上げてもらうということは、これは法律の改正を必要とするのか、それとも政令のベースでやっていいけるのか。これは大蔵省でもどちらでもいいから、ひとつ……。

◎佐成説明員　臨時石炭鉱害復旧法施行令の十二条の第二項でござります。第二項を読みますと、「法第九十七条第二項」、これは復興工事の施行者の事業団に対し交付すべき金額は、当該復旧工事の復旧費の額に百分の一・八三を乗じて得た金額とする。」とございまして、この百分の一・八三というのが、現在の予算に基づきます比率でございます。

○瀧井委員　ことしは事業団の事務経費を二%に引き上げたわけでしよう。そうすると、これはいまの一・八三を三に変えることになるわけですか。

○佐成説明員　四十年度予算の議決がございましたて、かつまた、臨時石炭鉱害復旧法の改正案、これらの議決がござりますれば、政令の改正が三%ということで取り進められる次第でございます。

○瀧井委員　わかりました。そうすると、法律が通つて、予算が参議院の委員会を通つて本会議で議決されれば、それが自動的に今度は一・八三が三になる。今度ははつきりしてきた。そこで、それを四%にしてもらえば一切のものは解決するわけです。これははつきりしてきました。だから、あと一%出すが出來ぬかということです。これは予算の大局にはたいして影響ない。やつたところで、三千万かそこらですからね。そこで、これはあなたのほうはもうわかったですよ。大蔵省がこれだけのものをやるかどうかです。いま言つたように、私、復旧事業団の經理を洗つてみたら、とにかく退職金の積み立て等もうまくいっておらぬし、貸し倒れ準備金もうまくいっておらぬですよ。鉱害事業団の調査費も復旧事業団に入つておらぬ。そうすると、今後復旧事業団を工事の主体、工事の施行者として無資力鉱害を全面的にやらせようとすれば、やはりそういう少し彈力的な金がないとだめなんですよ。そこで、あなたの方が三%と削つたから、大野伴陸さんの喜ぶ、足して二で割る式じゃないけれども、三%を一%上げて

四%にする。幸い政今はこれから変わるものたかに、これを今度ひとつ四%にしてもらいたい。しかし、これは大蔵省と通産省の話し合いで、もう三%で予算を了承しているのに何を言うかと一喝してやられたらだめだから、ここでひとつ政治的に、吉瀬さんも来ておられるから、これを考へるかどうかということです。一%です。たつ了一%考へてもらえば、四十年度は非常にうまくいくのです。繰り上げ工事はやつてもよろしい、金は貸すという事になったのだから、金を借りたからには、それをうまく動かしていく事務経費がなければならぬ。それがうまくいかないと、貸し倒れ準備金も積み立て金もうまくいかないから、それを何とかでも、ズメの涙でも、進むようにしてやらないと、これは話にならぬですよ。これはどうですか。

困難であるというような意味から、事務量一辺に
い、それからまた、そういう人材の獲得、それ
に伴つて事務が進歩する、そういった限度一ぱい
を一応考えまして、事務量についても当初の要求
よりも少し減らざるを得なくなつた。そういうよ
うにしたわけあります。ただ私といたしまして
は、淹井先生御指摘のように、ではそれでおまえ
%程度でかすかすやつていける、それで穴が出る
といふ計算にはなりませんので、一応そういうふ
うにしたわけあります。したがいまして、私どもの立場
は、今後ともに鉱害復旧の事業量を拡大していくか
なければならぬ立場でございますので、そういうつ
た点ともあわせまして、復旧事業団の事務が経費
のために遅延することのないよう努力してまい
りたいというふうに考えております。

ないのだから、このくらいのものは、何もここで、よろしい。四%にいたしましょうと言つたところで、向こうに私たちが行つて、待つた、予算の修正をやらなければいかぬというようなければ、ことは言いません。吉瀬さんどうですか。私は、当然そのくらいのことを言って事務を円滑に運ぶ

○吉瀬説明員　ただいまの先生のお話でございま
すが、ことしの予算の編成にあたりまして、通産
当局と現行の体系でいろいろものごとを考えとき
た場合に、一・八を三に引き上げるということで
十分まかなえるということでお互いに了承したわ
けでございます。ただ、滝井先生のおっしゃるよ
うに、家屋の復旧でもこれでまかなえといふこ
とになりますれば、いろいろ問題が生ずるわけで
ござります。私ども実は論理的に一貫しております
所は、家屋の復旧と暫定補償とは違う、と申し
ますのは、現在の公共事業また災害復旧等の場合
におきましても、農地と家屋の間には画然と一線
が引かれてはいるわけでございます。他の補助体系
には個人関係もござりますし、家屋はやや個人的
色彩の強い資産になつてくる。一方、農地は、国
土保全という從来の補助体系の一つの体系があ
る。こういう点から、從来この点には大きな線を
引いているわけでござります。今後この点を踏み
切るということになりますと、他の補助体系全般
との関連におきましてきわめて困難といわざるを
得ないわけでございます。したがいまして、現行
の体系で進む場合には、三名の現在の事務費、そ
の他、賦課金、補助、それで十分であるというぐ
らいに考えておられるわけであります。もちろん予算
のこととござりますから、現行体系が十分である
かどうかなどということは、いろいろ議論も出しまし
うが、これは予算全般を通ずるところでありまし
て、とにかく前年度の一・八を三に上げたという
ことで何ぶん御了承を願いたいと思うのでござ
ります。

事業団の事務経費といふトンネルを通してる過し
て出すわけですから、これは全く目をはじめない
わけです。そういう形でお出しなさいということ
ですかね。だから他のものに影響するところは
ないのじゃないですか。しかもこれは何だつたら
賦課金から出して、賦課金が不足するから賦課金
を補てんしてやるという形でもかまわぬわけで
す。だから問題は、今後どういうように鉱業地の
あとで触っていきますが、農地の復旧を円滑
にやるかということが私は問題だと思うのです。
これは法律の改正でなくて、行政ベースの政令の
書きかえだからいい。しかもこれから書きかえる
ので、一・八三を三にするというのを四にすれば
一切の問題が片づくのですから、これくらいやさ
しいことはない。あなた方が話し合つたからこれ
が金科玉条である、コンクリートされたものであ
るというわけではないのです。上手の手から漏れ
た水を上げる、そういうためにこそ国会があるわ
けだから。だから私の言つているのは間違いじや
ないと私は確信しているのですよ。これはあした
佐藤総理もいらっしゃるから、総理までひとつ上
げたいと思うのです。これは復旧事業団の事務が
うまくいかなかつたら何にもならぬのですから
ね。まだどうせやらなければならぬことがある
し、きょうは、十二時になりますからあと二つば
かりで終わりにしますが、これはちょっとペン
ディングにしておきましょう。

すると四十七億くらいになるのです。だから七億割近くの負担増になるわけです。一方、これは鉱業権者の負担を絶減するためにやつたのだから、鉱業権者の負担は、百二十三億から負担しなければならないのが、七十二億になつて、四割一分の負担軽減になるのです。これは四十年から四十六年までの鉱害を見てちょっと計算したものです。復旧費はそのときは三百五十六億くらいなんですが、国の負担増は二三・九%くらいの増です。だから国が二割三分程度の負担増、自治体、特に県が二割程度の負担増、こういうことになるわけです。そして鉱業権者は四割一分程度の軽減、市町村は一割三分ちょっとの軽減です。市町村の軽減したのはいい。鉱業権者の軽減したのもいいけれども、県の負担を二割程度増加するということには問題がある。なるほど、無資力鉱害、有資力鉱害とともに、国土保全の意味からいってたら県には幾ぶん受益者負担の意味もあるから、するのが当然だというけれども、何せ財政が火の車の産炭県の県です。これも法律でなくして政令であるわけでしよう。ここらあたりにも何か非常に問題があるので。それで、やはりこれを直せという意向がきゅう然として自治体から起つてきておる。だからきょうも議長なり知事がやつてきたと思うのですけれども、こういう点は石炭局なり、大蔵省は一体どう考えるのかということですが、これは自治省もいづれ次会には来てもらつてもう少し聞かなければいかぬと思います。これほど自治体負担、特に県負担を有資力の場合にふやしたということが、たいへんふうに考えておるわけであります。井上政府委員 御指摘のように、今回臨鉱法に基づきます補助率の引き上げを政府としてはきめたわけでござります。特に、無資力関係につきましては、国の補助率は大体三割アップということでありたいというふうに考えておるわけであります。が、ただいまも御指摘がありましたように、県の

○瀧井委員 県が全然負担をしないとは言わない
關係につきましては、無資力につきまして現在一
％くらいの負担が、農地でありますれば一四%
くらいの負担になるということは事実でございます。
ただ、同じく御指摘のように、逆に県の負担
率は減つている面もございます。私どものほうの
計算によりますと、福岡県を例にとって、この補
助率の引き上げによりまして県当局とされまして
は大体三千六百万円程度の負担増ということにな
らうかと思います。しかし、滝井先生御承知のよ
うに、県財政につきましては、特別交付税の制度
あるいは普通交付税の制度等もございますので、
そのうちの約六割程度はそういった交付税体系に
よって補てんされるというふうに考えておりま
す。したがいまして、先ほど御指摘がありました
ような何十億というような負担にはならないとい
うふうに考えております。なお、御承知のよう
に、臨鉱法の体系によりまして、無資力関係につ
きましては、これは国と都道府県で負担して復旧
をするという制度にただいまなつておるわけでござ
いまして、有資力は、言うまでもなく、鉱業賠償を
償の責任は鉱業権者にありますので、これは当然
主体が鉱業権者になるということになるわけでござ
いますが、無資力につきまして特に金銭賠償をや
する主体がなくなるわけでございますので、臨鉱
法におきましては、国土保全あるいは民生安定と
いう見地からとにかく荒れ果てた耕地その他を復
旧しようというような思想から、國が主体になつ
て復旧しよう、しかし、その場合に、趣旨が国土
保全であり民生安定であるというような見地から
おかれて一部負担されるのが適当でない
かというような考え方で現在の臨鉱法の体系が組
まれておるわけでございます。そういう見地か
ら、やはりこの程度の国の補助率の引き上げに伴
いまして府県におきましても御負担をいただきた
いというふうに考えておるわけでございます。

わけです。これはやはり負担をするのには限度があると思うのです。それで、いま三百五十六億程度と言いましたけれども、さいぜん、八百億になんなんとする鉱害が出てくると御説明になつたようになりますと、そういうことになりますと、この県の負担が、七億というのが十四、五億というようなことになつてしまふのです。四十六年度までを計算するとですね。そうすると、なるほど、六割程度は普通交付金や特別交付金でくれるかもしれないが、特別交付金は御存じのように全然ひもつきがないし、入つておるか入つてないか、はつきりわからぬわけです。そういう不安定な財源でなくして、きちとしないと話にならぬわけです。そこで、やはり交付税は交付税として、自治省のベースでものを解決するのではなくて、個々の通産局ベースで一応ものを解決して、その上で最小限のものは自治省のベースでやる、こういう形でやらないと、いたずらに政策が複雑になつてくるわけです。そこで、受益者負担として、あるいは民生安定上の責任を地方住民にきわめて密接した政治を行なつておる県なり市町村が持つとすれば、負担し得る限界はやはり一割ですよ。生活保護は二割。いま生活保護でも、八割国の補助で、二割県の補助で、二割市の補助で、二割の市町村の負担でいいんだから、國の補助を九割にしてくださいといふ要望が非常に強い。なかなか大蔵当局はイエスと言わなければ……。しかし生活保護よりも、県の立場というものはもつと被害者の立場にあるわけです。自分の県の県土の下を掘りくり返されてしまったわけですから。しかし、いままで鉱産税は県が取つたわけではないし、市町村が取つておった。事業税、法人税は取つておったかもしませんが……。だから現実には非常に大きな被害を受けている。だから、全然負担しないとは言わないが、一割七分では多過ぎるのでないかということです。これは地方財政の問題と一緒質問すると思いますが、もう少し残しておきたい。

もう一つ最後に、昭和三十七年から合理化の新方式が差し足したわけですね。そしていま三十九年までが終わるうとしておるわけですが、閉山炭鉱がその新方式にかかると、交付金以外に鉱業権者が鉱書賠償に充当しなければならない自己資金といふものは、一体どの程度必要と見ておるか。三十七年から三十九年までの買い上げの見通しは大体ついておるわけですから、そのついでしまった炭鉱の交付金は持つております。積み立て金なり保証金として押えておる。しかし、それ以外に自己がやらなければならぬものが相当あるわけです。これは一体どの程度自己資金というものを必要とするかということです。

○佐成説明員 新方式の整理交付金が実施されまして以来、整理交付金の中から約三十五億の鉱書賠償分の留保をいたした次第でございます。その中から合理化事業団が約四億の鉱業賠償を鉱業権者にかわりまして代位弁済をいたしております。残額約三十億円が合理化事業団の手元に留保されておりまして、これは合理化事業団が代位弁済いたしますれば、そのまま鉱業権者の賠償といふことで賠償が完済されるわけでございます。その間は鉱業権者がこれを別途自己資金あるいは鉱書賠償基金からの借り入れで充当してまいるというような形態で賠償を履行しておる次第でございます。

○滝井委員 いま三十五億の留保をしておる、その中で四億円だけは鉱書賠償に代位弁済をした、そうするとあと三十億残つておる、これは当然のことです。これは押えられてしまつておるわけですから、鉱書復旧に使うのは当然です。それはかくに鉱業権者は、鉱害がばく大に多いわ�で、明らかにその交付金だけでは不足をするということは明々白々だから、その交付金以外の自己資金といふのは一体幾らぐらい見ておるかということです。

なわけでござりますが、復旧をどの程度の速度で行ないますか、これによりまして毎年賠償等の金額と話し合いをして進捗させる筋合のものでございますので、その成り行きいかんによりましてかなり変動的なものでござります。

○滝井委員 そうすると、必要とする自己資金といふものは、現在きわめて可変的なものであるためにやつてない、こういうことですか。

○佐成説明員 可変的でござりますのは、これに当事者賠償主義の結果やむを得ないところでござります。新方式の整理にかかります炭鉱の鉱業権量、これをどのように臨時石炭鉱害復旧法に基いて復旧を進め、あるいは自己復旧するかといふことの長期的な計画につきましては、四十年度におきまして、全国鉱石量調査の実施の結果を見見て国としても長期的な計画を立案し、それに基づきまして、一時賠償、これは臨時石炭鉱害復旧法に基づきます復旧も含まれて計画を組みまして、その上で、その間におきます毎年賠償と金庫賠償所要額を計算いたしますれば、総計としての所要額が出る次第でございまして、その中から金庫理化事業団の留保しております留保額を差引きますと、鉱業権者の別途所要資金が算出される次第でござります。

○滝井委員 それじゃ、少し角度を変えてもう少しわかりやすくして終わりますが、あなた方は今年無資力鉱害の復旧のために幾ら要求をして、綱領を認められましたか。

○佐成説明員 当初予算要求におきましては、二十億円の無資力鉱害復旧事業をいたしたいといふことで要求申し上げたのでございますが、いろいろ工事能力の観点とか、あるいは一般的のこういった予算の規模というふうな観点から、先ほど石炭局長が御説明申しましたように、十二億九千万円という事業量を四十年度において実施するということに相なった次第でございます。

○瀧井委員 そこで、二十億要求をして、六割二分くらいに当たりましようか、認められたということになるわけです。そうしますと、これはどういうことが起るかというと、あと四割というものは来年送りになるわけですね。そうすると、そこに一体何が要るかというと、結局補償が必要なのです。そうすると、その金だけがもうむだになります。むだといっても、国土保全の見地から、いうところ非常に農民についてはいい面もあるが、困る面も出てくるわけです。この復旧までの減収の補償が行なわれない今までほっぽり出される可能性があるわけです。ここを合理化事業團に買い上げても、非常に農民についてはいい面もあるが、困る面も出てくるわけです。この復旧までの減収の補償が行なわれない今までほっぽり出される可能性があるわけです。ここを合理化事業團に買い上げても、らって、鉱区を抹消して交付金をもらつた。しかし、三十億の金は留保されたままだ。その留保された金は、話がきちつとづくまで動かせない。あとは自己資金で払う能力があればいいが、大手はとにかくとして、中小は払えない。この自己資金を必要とするということは、中小に非常に多いが、中小は支払い能力は皆無です。この農民はずっと泣いていかなければならぬことになるわけです。とにかく計画の半分しか認められないのですから。だから、無資力鉱害が急速度にふえていく、鉱害の復旧も急速度にふえていけばいいが、そうならないのです。鉱害復旧の割合は、昭和二十七年に二百十五万円くらいのものが今回の十何億になつたということは、なるほど五、六百倍くらいにふえております。しかし、事務経費やその他がそういう状態でずっとふえていくかといふと、そうではない。事務的な面においてもチエックされると、それから復旧の総ワクについても、非常に大きな要求を毎年やるけれども、半分が六割くらいしか認められない、そして年々補償といふものは送られていくということになれば、そのしわはどこに寄つていくかというと、全部農民に寄つていくわけです。それから復旧に対する分については自治体の県に負担増がかかつてくる、こういう形です。それで早期の復旧をおやりになると、するならば、もはや、復旧費の予算を大幅にふやして、復旧事業団の事務的な経費というものが

を相当思い切って入れていかないと、これはとてもいかなのです。だから、ほんとうに農地が重要な國土であり、民主安定上必要なものだとするならば、ここらあたりに少し思い切った施策をとらねど、いまのようだ都會近郊の農地はどんどんつぶされ、日本の耕地が少なくなっていくという状態のもとでは、猫額大のたんぱしか持たない日本にとっては非常に不經濟です。早く地方回復をしてやつて、農民が喜んでそれを耕せる方策をすみやかにやらぬと產炭地の農民をますます困窮におとしいれることになるわけで。ことしも二十億要求して六割ちょっとしか認められなかつたのですから、そのために起る不払いといふのはおそらく五、六千万くらいになるでしょう。四割くらい切り落とされておそらく不払いになるでしょう。そういう不払いになつた農民は激高することになる。單に國土を回復して民生安定をはかるばかりでなく、そういう不払いの面からの社会不安を排除して民生安定をはかることも必要です。こういう意味でこれは私は相當考えてもらわなければならぬ問題点だと思うのです。こういう点はもう少し大蔵大臣なり縦理に知つてもらつてきちんとやらぬと、炭だけは掘らして、あとは野となれ山となれということでは困る。きょうは一応そういうことで、また次会にさしてもらいます。

○加藤委員長 この際、参考人の出頭要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、ただいま議題となつております五法案のうち、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案審査のため、九州鉱害復旧事業団理事長で鉱害賠償基金理事長の天日光一君に参考人として出頭を求めるにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ありませんか。

よう決しました。

なお、参考人には、右二法案の審査中、必要に応じて隨時出席していた。だくこととし、その手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は、明二十六日午前十時から理事会、十時五十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

昭和四十年三月二十九日印刷

昭和四十年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局